

鳥羽市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)

第11条第1項及び第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「閲覧」という。)に関する事務の適正な運用を図り、市民の個人情報を保護することを目的とする。

(閲覧簿)

第2条 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第14条の規定により作成する住民基本台帳の一部の写し(以下「閲覧簿」という。)は、毎年4月に更新するものとする。

2 市長は、次に掲げる者(この項において「支援対象者」という。)に係る閲覧の請求又は申出があり特に必要があると認める場合を除き、閲覧簿から支援対象者に係る部分を抹消し、閲覧に供するものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者で支援措置を申し出ている者

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等の被害者で支援措置を申し出ている者

(国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求)

第3条 法第11条第1項の規定による閲覧の請求は、公用閲覧請求書(様式第1号)により行うものとする。

2 閲覧者が前項の閲覧をするに当たっては、国又は地方公共団体の職員である身分を示す証明書を提示しなければならない。

(個人又は法人による閲覧の申出)

第4条 法第11条の2第1項の規定による閲覧の申出は、住民基本台帳閲覧申出書(様式第2号)に住民基本台帳閲覧誓約書(様式第3号)を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申出に係る内容を明らかにさせるため必要に応じて当該申出者に対し説明を求め、質問し、又は関係書類を提出させ、閲覧の可否を審査し、決

定するものとする。

3 閲覧者が第1項の閲覧をするに当たっては、閲覧者本人であることを確認するため、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)を提示しなければならない。

4 前項の規定による本人確認ができないときは、市長は、当該閲覧者に対して住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書(様式第4号)を送付し、その回答により本人であることを確認し、閲覧させなければならない。

(閲覧の日時及び場所)

第5条 閲覧をすることができる日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日、月曜日、金曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及びその翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 前3号のほか市長が特に事務に支障が生ずると認める日

2 閲覧をすることができる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 閲覧者は、市長に閲覧しようとする日時をあらかじめ申し出、指定された日時に閲覧しなければならない。

4 閲覧をすることができる場所は、鳥羽市役所市民課とする。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧の方法は、閲読(黙読)又は筆記での転記によるものとし、カメラ、複写機、パソコン、携帯電話、録音機その他の記録装置を利用して行ってはならない。

2 市長は、閲覧事項を確認するため必要に応じて閲覧者に対し、前項の規定により転記された物(以下「転記物」という。)を提示させることができる。

(手数料)

第7条 閲覧に係る手数料は、鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号)に定

めるところにより徴収するものとする。

(遵守事項)

第 8 条 閲覧者は、閲覧簿を破損し、若しくは汚損し、又は閲覧簿に加筆する行為等をしてはならない。

(閲覧の中止)

第 9 条 市長は、閲覧者が第 6 条第 1 項に規定する閲覧の方法によらない場合、前条の遵守事項を守らない場合その他市長が閲覧を中止する必要があると認める場合は、閲覧を直ちに中止させることができる。

(転記物の廃棄)

第 10 条 閲覧者は、閲覧後 6 か月以内に転記物を廃棄し、その旨を閲覧による転記物等の廃棄・消去報告書（様式第 5 号）により市長に報告しなければならない。閲覧事項を転記物に基づき磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録している場合も同様とする。

2 閲覧者は、やむを得ない理由により前項の規定により廃棄することが困難な場合は、市長にその旨及び理由を申し出て、指示を受けなければならない。

(閲覧状況の公表)

第 11 条 法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による閲覧の状況の公表は、毎年 1 回、鳥羽市公告式条例（昭和 29 年条例第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。